

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○告示(令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐる))の一部改正 (漁業管理課)	2
○保安林の指定予定の通知(2件) (治山林道課)	2
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	3
○漁船損害等補償法による付保義務消滅(〃)	3
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止 (会計管理課)	3
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	3

 規 則

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第69号

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

高知県災害救助法施行細則(昭和23年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項及び第2項中「当該市町村長」を「当該災害発生市町村の長」に改め、同条第3項中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める。

第3条第1項中「による」を「によるものとする」に改める。

第4条中「年月日を記入し、印を押して」を「受領の年月日を記入して」に改める。

第6条中「記名し、印を押さなければ」を「記名しなければ」に改める。

第7条中「証票」を「その身分を示す証票」に、「による」を「によるものとする」に改める。

第8条第1項中「による」を「によるものとする」に改める。

第9条中「記入し、印を押して」を「記入して」に改める。

第13条第1項中「による」を「によるものとする」に改める。

第14条第1項中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に、「による。」を「によるものとする。」に改め、同条第2項中「当該市町村長」を「当該災害発生市町村の長」に、「、第10条及び第11条」を「及び第10条」に改める。

別表第1の1の(2)中「又は流出した」を「、又は流出した」に改め、同表の1の(2)のアの(イ)中「付帯設備工事費」を「附帯設備工事費」に改め、同表の6の(3)中「1月以内」を「3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項の規定に基づく特定災害対策本部、同法第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)」に改める

別表第2の1の(1)のイ中「23,900円」を「23,600円」に改め、同表の1の(1)のイ中「14,700円」を「15,000円」に改め、同表の1の(1)のウ中「15,000円」を「15,300円」に改め、同表の1の(1)のエ中「14,200円」を「14,400円」に改め、同表の1の(1)のカ中「22,100円」を「22,500円」に改め、同表の1の(1)のク中「23,000円」を「23,400円」に改める。

別記第1号様式中「**回**」及び「**@**」を削る。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第7条関係)

← 10.5センチメートル →

写真貼り付け箇所	第 号
	立入検査証票
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
	有効期限 年 月 日

上記の者は、災害救助法第10条第1項及び第2項の規定に基づく立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事 印

↑ 7センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
2 この立入検査証票を紛失し、又はこの立入検査証票の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
3 この立入検査証票は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

災害救助法 (抜粋)

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第6条 略

2 略

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(都道府県知事等の取用等)

第9条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第14条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を取用することができる。

2 略
(都道府県知事等の立入検査等)

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を取用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

第34条 第6条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項若しくは第2項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第6条第2項若しくは第10条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第32条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

別記第4号様式及び別記第6号様式中「㊦」及び「㊧」を削る。

別記第8号様式中
「 住 所

申請者

氏 名 ㊧」
を
「 申請者 住所

氏名
」
に改める。

別記第9号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第1012号の2

令和3年3月高知県告示第233号(令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。

令和3年11月25日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

2の(8)中「12.6トン」を「34.63トン」に改める。

3の(8)中「0.8トン」を「1.504トン」に改める。

高知県告示第1035号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年12月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸市尾川字下井甲811のハ(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第1036号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 令和3年12月7日
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
 長岡郡大豊町梶ケ内字ウシロ山1179の1、1179の6から1179の32まで

2 指定の目的
 水源の涵養

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第1037号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
 令和3年12月7日
 高知県知事 濱田 省司

須崎町加入区

高知県告示第1038号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成29年12月高知県告示第755号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和3年12月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
 令和3年12月7日
 高知県知事 濱田 省司

須崎町加入区
高知県告示第1039号
 売りさばき所が廃止されたので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 令和3年12月7日
 高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
 高知市南はりまや町一丁目1番1号
 株式会社四国銀行
 代表取締役 山元 文明

2 廃止された売りさばき所の所在地及び名称
 幡多郡黒潮町入野3324-10
 株式会社四国銀行入野代理店

3 廃止年月日
 令和3年4月16日

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第20号
 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。
 令和3年12月7日
 高知県公安委員会委員長 西山 彰一

1 審査の種類、期日及び場所
 (1) 審査の種類
 規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
 ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
 イ 普通自動車免許
 ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）
 (2) 審査の期日
 令和4年1月11日（火）から同月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 (3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地
 高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項
 (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。
 その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
 (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
 (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
 ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項
 (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成

免許の技能検定に関する技能		績であること。			成績であること。			パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。						
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。						
	自動車教習所に関する法令についての知識							
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。						
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識							
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。						
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。						
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。						
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の						
			(2) 教習指導員審査の方法等					
	項目	細目	方法等					
	大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。					
		技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。					
		学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能						
	大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。					
		自動車教習所に関する法令についての知識						
		教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。					
	大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。					
		技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80					
			(3) 審査手数料の額					
			ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円）					
			イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円）					
			4 その他					
			審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線380）に問い合わせること。					